

令和4年度住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

市が確認書または申請書を受理した日から2～4週間後が目安です。

支給対象と手続き

支給対象となる世帯

① 世帯全員の令和4年度分
住民税均等割が非課税の世帯

※住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯は除きます。

※令和3年度分の臨時特別給付金の支給を受けている世帯は対象になりません

② ①に該当する中で

令和3年12月11日から令和4年6月1日までに銚子市に転入された方を含む世帯

確認書が届きます。

必要事項を確認の上、同封の返信用封筒にて返信してください。

銚子市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンターへお問い合わせください。

申請のご案内をした後に申請書を送付いたしますので、ご記入の上、郵送にて提出してください。

給付金の支給手続き

① 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から現住所にお住まいの場合

● 対象となる世帯には、市から、給付内容や確認事項が書かれた**確認書**が届きます。

● **確認書に記載してある内容をよく確認**してから、

返信用封筒で**返信してください**。

※受取口座番号に変更がある、もしくは変更したい場合は

- ・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）
 - ・口座番号を確認できる書類（通帳、キャッシュカード等）
- を添付してください。



※代理で手続きをする場合は、確認書裏面上部の代理人欄の記入と、代理人の本人確認書類の添付をお願いいたします。

② ①に該当する中で令和3年12月11日～令和4年6月1日までに銚子市に転入された方を含む世帯

● 該当する方は、**下記のコールセンターまでお問い合わせください**。

● **申請書**が届いたら、記入の上、返信用封筒で**提出してください**。

● 次の提出書類を揃え、郵送でご提出ください。

【提出書類】

- 申請書（様式第2号）
- 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）
- 口座番号を確認できる書類（通帳、キャッシュカード）



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の


「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

銚子市臨時特別給付金コールセンター

 **0120-166-123**

受付時間 平日8:30～17:00

郵送先

〒288-8601 銚子市若宮町1番地の1
銚子市役所 社会福祉課 社会福祉室
銚子市住民税非課税等に対する
臨時特別給付金担当

